

動物園使用料の減免に関する取扱要綱

(昭和 43 年 2 月 7 日 (建) 管理部長決裁)

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市都市公園条例第 23 条の規定に基づき、動物園使用料（以下「使用料」という。）の減免の対象及び減免額について定めることを目的とする。

(減免の申請)

第 2 条 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ都市公園（円山動物園）使用料減免申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第 3 条 市長は、使用料の全部または一部の減免を許可したときは、円山動物園使用料減免許可書（様式 2）を交付する。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、許可書を交付しない。

(減免の対象等)

第 4 条 使用料の減免の対象及び減免額は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和 43 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。


	減免対象者	減免額
1	生活保護法の規定により生活保護を受けている者及び生活保護法に基づく保護施設に入所、通所している者	全額
2	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、厚生省通知「療育手帳制度について」に基づく療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び介護者	全額
3	児童福祉法の規定による障害児通所施設事業、児童福祉施設及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）、地域活動支援センター、福祉ホーム及び精神障害者社会復帰施設を運営する施設等の利用者、引率者及び介護者	全額
4	札幌市内に居住する65歳以上の者 老人福祉法及び介護保険法に基づく札幌市内の社会福祉施設の施設利用者及び引率者、介護者	全額
5	学習見学のため来園する小・中学校及びこれに準ずる機関（フリースクール等）の引率者	全額
6	保育所、幼稚園及び認定こども園の引率者	全額
7	博物館協会会員証を有する者	全額
8	動物園の主催、共催する演芸等に出演するため来園する者及び団体	全額
9	取材のため来園する報道関係者	全額
10	学習見学のために来園する、市内の児童会館（ミニ児童会館を含む）、学童保育所、児童育成会の引率者及び中学生以下の子どもを引率する札幌市青少年育成委員会委員	全額
11	学校教育法に規定する札幌市内の学校及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項2号の基準を定める省令に規定する法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関のうち札幌市内の日本語教育機関に通う外国人留学生	全額
12	札幌商工会議所観光ボランティア	全額
13	札幌観光大使	全額
14	札幌観光大使名刺持参者	一割に相当する額
15	旅行会社及び観光バス会社の運転手、添乗員	全額
16	北海道観光おもてなしタクシー認定乗務員	全額
17	公益社団法人 日本動物園水族館協会に加盟する北海道内の動物園及び水族館の有効な年間パスポートを所持する者	一割に相当する額
18	その他市長が特に必要と認めた場合	その都度定める

(様式 1) 都市公園（円山動物園）使用料減免申請書

(あて先) 札幌市長

円山動物園の使用料（入園料）を減免願いたいので、下記のとおり申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者	校名・園名・施設名			
	住所			
	電話			
	施設代表者の役職・氏名 (園長・校長・施設長)	施設代表者 役職	氏名	
	来園日の引率責任者 及び緊急連絡先	氏名	緊急連絡先 (携帯番号)	
	施設種別 * その他施設は、サービス 内容を記入し施設適用法 律名をチェック 例) 特別養護老人ホーム <input checked="" type="checkbox"/> 老人福祉法	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 児童会館・学童保育所 上記以外「その他」に該当する場合は必ず記入してください。 <input type="checkbox"/> その他  サービスの内容を記入（下記の例参照） 施設の適用法律名 札幌市内の施設のみ該当 <input type="checkbox"/> 児童福祉法 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法 <input type="checkbox"/> 老人福祉法 <input type="checkbox"/> 介護保険法		

入園者の内容	入園予定年月日	令和 年 月 日 ()			
	入園予定時刻	<input type="checkbox"/> 午前 時 分頃、 <input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 正門 <input type="checkbox"/> 西門	から入園	
	退園予定時刻	<input type="checkbox"/> 午前 時 分頃、 <input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 正門 <input type="checkbox"/> 西門	から退園	
	無料 申請により無料	引率が必要な方	乳幼児	人	合計人数 人 (A) うち、重度障害等で複数 介助が必要な人数 人 (B)
			小学生	人	
			中学生	人	
有料 その他	引率者	施設利用者（高校生以上）	人	合計人数 人 (C)	
		その他 ()	人		
		教員・保育士・施設職員・園バスの運転手等 観光バスの運転手・添乗員	人		
有料 その他	引率者	減免対象以外の引率者（超過者）	人	合計人数 人	
		減免対象以外の保護者（遠足等の父母など）	人		
		カメラマン	人		

* 減免を申請することができる引率者の人数 (C) は、引率が必要な方の人数 (A) と同数が上限となります。ただし、引率が必要な方 (A) に重度障害等で複数介助が必要な方 (B) がいる場合は、引率が必要な方の人数 (A) を超えた引率者の人数 (C) を申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。

その他サービスの内容の例

特別養護老人ホーム、老人介護センター（老人福祉法）、知的障害児施設、児童養護施設（児童福祉法）、訪問介護ステーション、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所、介護療養型医療施設（介護保険法）、居宅介護、生活介護、ショートステイ、重度訪問介護、就労継続支援 A・B 型（障害者総合支援法）、児童発達支援

円山動物園処理欄

措置	1 動物園使用料は（①免除する②減額する③免除しない）こととする。 2 使用料減免許可書は、施行規則第 11 条第 2 項ただし書きにより交付しないものとする。
理由	1 動物園使用料の減免に関する取扱要綱（①別表第 項に該当する ②別表に該当しない）ため。

* 来園の 1 週間前までに、郵送（必着）もしくは持参してください。（FAX 不可）

(申請代表者名) 様

受付番号第 号
令和 年 (年) 月 日

札幌市長 印

円山動物園使用料減免許可書

年 月 日申請の円山動物園使用料の減免については、下記のとおり決定します。

記

1 減免する額 全額 ・ 一部 (一人当たり 円)

2 下見について

上記減免する額が全額の場合、下見をすることができます。下见到当っては、次のとおりです。

- (1) 下見を希望の場合、円山動物園まで事前にご連絡ください。
- (2) 下见到当っては、使用料を全額減免します。
- (3) 施設・団体等につき、年度1回、5人までです。
- (4) 施設・団体等の方以外は下見の対象になりません。
- (5) 円山動物園通用門から入園してください。

3 注意事項

- (1) 減免の対象人数が変更になる場合、再申請が必要になりますので、円山動物園までご連絡ください。ただし、人数が減る場合はこの限りではありません。
- (2) 来園日時の変更もしくは中止の場合、円山動物園までご連絡ください。

【連絡先】

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3-1
札幌市円山動物園経営管理課
Tel 621-1426 FAX 621-1428